

サービス委員会規程

(平成 26 年 5 月 22 日制定)

(平成 28 年 5 月 17 日改正)

(目 的)

第 1 条 本委員会は会員サービス及び会員制度の充実を図るとともに、本会が提供する教育全般に関するサービス及び啓発活動等の企画・運営を通して、本会の発展並びに社会に貢献することを目的とする。

(組 織)

第 2 条 本委員会に、委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事 2 名、並びに必要な数の委員を置く。

2. 委員長は、前任副会長（学術強化担当）とする。
3. 副委員長は、後任副会長（学術強化担当）とする。
4. 幹事は企画理事とし、前任理事を正、後任理事を副とする。
5. 委員は次のもので構成する。
 - イ) 会計理事（前任）
 - ロ) 編集理事（前任）
 - ハ) 総務理事（前任）
 - ニ) 調査理事（前任）
 - ホ) 委員長の推薦した会員

(任 務)

第 3 条 委員長は、会務を主宰する。

2. 副委員長は、委員長に事故あるときは職務を代行する。
3. 幹事は、会務の運営に関して委員長、副委員長を補佐する。
4. 各委員は、各自の参加する他の委員会等とのリエゾンをはかる。

(委嘱及び任期)

第 4 条 委員長、副委員長、幹事及び委員は、会長が委嘱する。

2. 委員長、副委員長、幹事、並びに理事としての委員の任期は本会役員としての在任期間とする。
3. 前項以外の委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、重任は妨げない。

(取扱う事項)

第 5 条 本委員会は、その目的を遂行するために次の業務を行う。

- (1) 会員サービス、会員制度に関する事項
- (2) 技術者教育・能力開発、生涯教育、その他学会が提供する教育に関する事項
- (3) 大学より前の教育課程の対象者に対する本会関連分野の啓発活動に関する事項

(4) その他学会サービス、会員増強に関する事項

(経 費)

第6条 本委員会の経費は、学会共通経費をもって支弁する。

第7条 本委員会の委員長は、本委員会の状況を理事会に報告するものとする。また、本委員会の予算は、本委員会において立案し理事会の承認を得る。

(補 則)

第8条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1. 本規程は平成26年6月5日から施行する。
2. 本規程施行に伴い、生涯教育委員会規程（昭和58年2月21日制定）、教育活動協議会規程（平成18年4月17日制定）、小中高生科学教室委員会規程（平成18年4月17日制定）、CPD委員会規程（平成18年9月11日制定）、及び、会員増強委員会規程（平成11年2月22日制定）を廃止する。これらの委員会のミッションに関しては、サービス委員会が引き継ぐ。
3. 広報委員会の下でのCEATEC連携小委員会のミッションについては、サービス委員会を引き継ぎ、CEATEC JAPAN2014連携のための実行体制については、その活動完了報告までサービス委員会の下で維持する。

附 則（平成28年5月17日改正）

本改正は、改正日から施行する。